ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 7/2568

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 8/2565

非公式訳

投資委員会布告

第 7/2568 号

件名：投資委員会布告第 8/2565 号の改定増補

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励の方針および基準」に関連し、

タイが上流工程の半導体製造およびより高付加価値の電子部品の製造へと発展していくようにし、国の競争力を高めるとともに、海外の先端技術事業者からの投資誘致を通じて知識および技術の移転を実現するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のとおり発布する。

第 1 項　仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号第 5 項 5.1 の 5.1.3 に、以下の規定を追加し、プロジェクト承認基準を改定増補する。

「半導体産業および先端電子産業におけるプロジェクトの生産拠点移転の場合

(1) プロジェクトにおいて使用が認められる中古機械であって、製造年から輸入年までの期間が 5 年以内のものについては、法人所得税免除に係る投資額として算入することができ、かつ輸入関税の免除を受けるものとする。ただし、当該機械については、機械の性能、環境への影響およびエネルギー使用、ならびに適正な価格評価について、信頼できる機関による証明書を取得していなければならない。

（2） 製造年から輸入年までの期間が 5 年を超え 10 年以内の中古機械については、プロジェクトにおける使用が認められ、法人所得税免除に係る投資額として、帳簿価額の５０％を超えない範囲で算入することができ、かつ輸入関税の免除を受けるものとする。ただし、当該機械については、機械の性能、環境への影響およびエネルギー使用、ならびに適正な価格評価について、信頼できる機関による証明書を取得していなければならない。

(3) 製造年から輸入年までの期間が 10 年を超える中古機械については、プロジェクトにおける使用は認められるが、法人所得税免除に係る投資額として算入することはできず、かつ輸入関税の免除も受けられないものとする。ただし、当該機械については、機械の性能、環境への影響およびエネルギー使用について、信頼できる機関による証明書を取得していなければならない。」

第 2 項　本布告は、発布日以降に提出される投資奨励申請に適用する。

発布日　仏暦 2568 年（2025 年）7 月 22 日

ピチャイ・チュンハワチラ

（ピチャイ・チュンハワチラ）

副首相

投資委員会委員長